

役員報酬規程

平成27年4月1日

規程第15号

改正 平成28年3月18日規程第39号

平成28年4月1日規程第41号

平成29年3月17日規程第67号

平成30年2月13日規程第96号

平成31年1月31日規程第113号

令和2年1月30日規程第27号

令和3年1月28日規程第11号

令和4年3月24日規程第24号

令和4年6月16日規程第4号

令和4年11月25日規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の役員の報酬に関する事項について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 役員の報酬は、常勤役員については年俸及び通勤手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(月例支給及び年俸)

第3条 常勤役員の年俸の額は、次の各号に掲げる月例支給額に次項に規定する地域手当を加えた額に12を乗じて得た額に、季例支給額を加えた額とする。

(1) 理事長 1,072,000円

(2) 理事 913,000円

(3) 監事 721,000円

2 地域手当の額は、前項に規定する常勤役員の月例支給額に100分の20を乗じて得た額とする。この場合において、理事長は、役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、同項に定める額を超えて月例支給額を決定することができる。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、定年制職員給与規程(平成27年規程第16号)第21条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対して、同条に規定する額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、定年制職員給与規程第21条を準用する。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当は、日額又は月額とし、その非常勤役員の占める職に応じて第3条第1項に定める額を基に、勤務形態等を考慮して理事長が定める。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第6条 役員の報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。

区分	支給定日	支給額
月例支給	毎月20日	月例支給額、地域手当及び通勤手当(ただし、定年制職員給与規程第21条第7項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)を合計した額
季例支給	6月	月例支給額及び地域手当の月額並びに月例支給額に100分の25を乗じて得た額並びに月例支給額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額を合計した額(以下季例基礎額という。)に、100分の162.5を乗じて得た額
季例支給	12月	季例基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額

2 前項の支給定日は、その日が定年制職員就業規程(平成27年規程第6号)第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日とする。ただし、季例支給を支給する月にあつては、その都度別に定める日とすることができる。

3 第1項に規定する季例支給の額は、主務大臣の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果を勘案し、その役員の実績等に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 役員の報酬は、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員が自己の預金又は貯金の口座への振込みを申し出たときは、その方法によって支給することができる。

(報酬の日割計算)

第7条 年度の途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、その年度の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算によって年俸を調整する。この場合において、調整額は、直近の月例支給定日又は季例支給定日に支給し又は返納を求めるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の各条項の定めによって算出した額に50銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数は1円として計算する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規程第39号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月18日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、改正後の役員報酬規程による報酬と内払いの額との差額(以下「報酬差額」という。)を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、平成28年3月18日に支給する。

附 則(平成28年4月1日規程第41号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日規程第67号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年3月17日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。なお、第6条における季例基礎額に乗じる割合について、適用日から平成29年3月31日までの間、100分の155.0とあるのは100分の150.0に、また、100分の170.0とあるのは100分の175.0とする。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、報酬差額を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、平成29年3月17日に支給する。

附 則(平成30年2月13日規程第96号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年2月20日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、報酬差額を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、平成30年2月20日に支給する。

附 則(平成31年1月31日規程第113号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年1月31日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。なお、第6条における季例基礎額に乗じる割合について、適用日から平成31年3月31日までの間、100分の167.5とあるのは100分の157.5に、また、100分の167.5とあるのは100分の177.5とする。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、報酬差額を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、平成31年2月20日に支給する。

附 則(令和2年1月30日規程第27号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。なお、第6条における季例基礎額に乗じる割合について、適用日から令和2年3月31日までの間、100分の170.0とあるのは100分の167.5に、また、100分の170.0とあるのは100分の172.5とする。

(報酬差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、

報酬差額を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 報酬差額は、令和2年2月20日に支給する。

附 則(令和3年1月28日規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月28日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。なお、第6条における季例基礎額に乗じる割合について、適用日から令和3年3月31日までの間、6月の季例支給において100分の167.5とあるのは100分の170.0に、また、12月の季例支給において100分の167.5とあるのは100分の165.0とする。

(報酬差額の調整)

- 2 この規程の施行日に在職する役員に対して、令和2年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程による報酬の内払いとみなし、報酬差額を支給する。

(報酬差額の支給日)

- 3 前項の差額は、令和3年2月19日に支給する。

附 則(令和4年3月24日規程第24号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月16日から施行する。

(令和4年6月に支給する季例支給に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する季例支給の額は、第6条の規定により算定される季例支給の額から、令和3年12月に支給された季例支給の額に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第17号)附則第2条第1項第1号ハにおいて、令和3年12月期末手当に乗ずる割合として定められた割合を勘案して理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則(令和4年11月25日規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行し、改正後の役員報酬規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。なお、第6条における季例基礎額に乗じる割合について、令和

5年4月1日以降、6月の季例支給において100分の162.5とあるのは100分の165.0に、
また、12月の季例支給において100分の167.5とあるのは100分の165.0とする。